

【詳細票編】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成27年10月1日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 在所要者数・在所要率

在所要者の総数は3,008,594人となっており、在所要率は95.2%である。これを施設の種別別にみると、「保育所等」が97.7%、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」が82.7%となっている。

(表5、総括表、参考表第2表)

表5 施設の種別別にみた施設数・定員・在所要者数・在所要率（詳細票）

平成27年10月1日現在

	施設数	定員(人) ¹⁾	在所要者数(人) ¹⁾	在所要率(%) ²⁾
総数	53 540	3 189 673	3 008 594	95.2
保護施設	231	19 488	19 112	98.1
老人福祉施設	5 103	152 990	141 033	92.3
障害者支援施設等	5 221	180 159	150 006	94.6
身体障害者社会参加支援施設	311	360	…	…
婦人保護施設	47	1 270	374	34.8
児童福祉施設等	32 089	2 457 146	2 388 023	97.3
（再掲）保育所等 ³⁾	24 234	2 351 796	2 295 346	97.7
母子・父子福祉施設	58	…	…	…
その他の社会福祉施設等	10 480	378 260	310 046	82.7
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 053	366 886	300 870	82.7

注：詳細は15ページ参考表 第2表 施設の種別別在所要率（詳細票）参照。

- 1) 定員及び在所要者数(在所要者数と通所要者数の合計)は、それぞれ定員又は在所要者数について、調査を実施した施設のみ計上している。
なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設は在所要者数のみである。また、総数、児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。
詳細は13ページ 総括表参照。
- 2) 在所要率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、在所要者数について調査を行っていない次の施設を除くとともに、在所要者数不詳の施設を除いた定員で計算している。
なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員及び在所要者数は在所要者数のみである。
①障害者支援施設等のうち地域活動支援センター
②身体障害者社会参加支援施設のうち障害者更生センター
③その他の社会福祉施設等のうち盲人ホーム
- 3) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は899,172人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は354,345人、「保育教諭」は33,514人（うち保育士資格保有者は29,815人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は85,818人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は55,824人となっている。（表6）

表6 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数(詳細票)

	平成27年10月1日現在										
	総数	1) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	身体障害者社会参加支援施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設等(保育所等を除く)	2) 保育所等	母子・父子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く)	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	899 172	6 306	44 355	99 547	2 623	379	86 585	517 183	201	3 540	138 452
施設長・園長・管理者	44 148	213	3 302	3 717	211	29	5 535	23 804	23	992	6 322
サービス管理責任者	3 922	3 922
生活指導・支援員等 3)	81 407	709	4 604	55 824	196	149	13 586	...	3	722	5 614
職業・作業指導員	4 284	116	149	2 939	90	15	296	...	5	317	357
セラピスト	5 677	7	129	894	69	7	3 295	...	-	4	1 274
理学療法士	1 859	3	32	414	26	-	946	...	-	1	437
作業療法士	1 292	2	16	299	18	-	741	...	-	0	217
その他の療法士	2 526	3	81	181	25	7	1 608	...	-	3	620
心理・職能判定員	51	51
医師	2 959	28	140	315	7	4	1 234	1 164	-	3	65
歯科医師	974	29	945
保健師・助産師・看護師	38 559	400	2 791	4 712	77	21	9 552	7 890	-	31	13 085
精神保健福祉士	1 136	100	16	921	4	-	1	95
保育士	370 541	16 193	354 345	4
保育教諭 4)	33 514	33 514
うち保育士資格保有者	29 815	29 815
保育従事者 5)	5 782	5 782
家庭的保育者 5)	230	230
家庭的保育補助者 5)	83	83
児童生活支援員	565	565	...	-
児童厚生員	10 042	10 042	...	-
母子支援員	694	694	...	-
介護職員	118 244	3 280	17 349	11 681	84	-	32	85 818
栄養士	19 632	199	2 095	2 236	4	16	1 529	12 133	1	2	1 417
調理員	70 793	559	4 972	4 844	17	55	4 793	46 346	7	128	9 071
事務員	32 344	439	4 732	4 990	590	39	3 715	10 575	79	797	6 389
児童発達支援管理責任者	901	901	...	-
その他の教諭 6)	1 708	1 708
その他の職員 7)	50 984	256	4 077	2 502	1 275	44	8 533	24 759	79	512	8 946

注： 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。なお、「0」は常勤換算従事者数が0.5人未満である。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設等(保育所等を除く。)には助産施設及び児童遊園、その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く。)には無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)をそれぞれ含まない。

2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。

5) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。

6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条にもとづき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。

7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。